

出資については、中小企業等協同組合法(法律第181号)に基づき、以下の通りの取扱いとなりますので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

## 1.出資とは

出資加入により組合員となり、当組合と取引が行えます。

出資金は、株式会社における株式と同様、信用組合の資本に算入されます。

従って、出資金は預金とは異なり預金保険制度の対象とならず、保護されるものではありません。

当組合とのお取引は、原則として組合員のみ行うことができます。

出資とは、一般の株式会社における株式にあたるもので、出資加入により組合員(株式会社における株主にあたります。)となり、出資金は会計上、当組合の資本に算入されます。出資加入者は、当組合の総会においての1個の議決権を有することにより当組合の経営に参加できることとなります。但し、株式と異なり、出資金額による権利の大小はありません。また、組合員は組合経営における責任を、出資額を限度として負うこととなります。従って、出資金は預金と異なり預金保険制度の対象ではなく、組合経営が破綻した場合には補償されません。

※組合員となるためには、一定の資格要件が必要となります。詳しくは当組合にお問い合わせください。

### 【出資金の配当】

出資金については、組合の事業年度ごとの事業成績を基に、毎年6月の総代会の決議により配当金が支払われます。その年度の業績によって配当金が支払われない場合があります。なお、配当金計算期間は事業年度における加入月の翌月から年度末月までの月割計算となり、配当所得に対して総合課税が適用されます。

## 2.組合員資格

出資加入するためには、以下の要件が必要となり、要件を満たさなくなった場合には、組合を脱退しなければなりません。

①当組合の営業地区内における一定規模の事業者

②当組合の営業地区内に住所・居所を有する方又は勤労に従事する方

③その他、法令により認められる場合

中小企業等協同組合法等により、信用組合の組合員となるには、上記の通りの所定の資格を有する必要があります。

尚、当組合の営業地区及び事業者として組合員となる資格を有する場合の規模の制限については以下の通りです。

### 【当組合の営業地区】

令和6年3月末時点の営業地区	岡山県、香川県、愛媛県、佐賀県、大分県、島根県、広島県、山口県、長崎県、福岡県、熊本県、鳥取県
----------------	---

### 【事業者の規模の制限】

	従業員数	資本の額又は出資の総額
小売業を中心とする事業者	50人以内	5千万円以内
サービス業を中心とする事業者	100人以内	5千万円以内
卸売業を中心とする事業者	100人以内	1億円以内
上記以外の事業者	300人以内	3億円以内

上記一覧の従業員数および資本の額のいずれかを超える場合又は超えた場合は、公正取引委員会への届出が必要となり、認められない場合は法定脱退となります。

## 3.出資金の払戻(脱退)

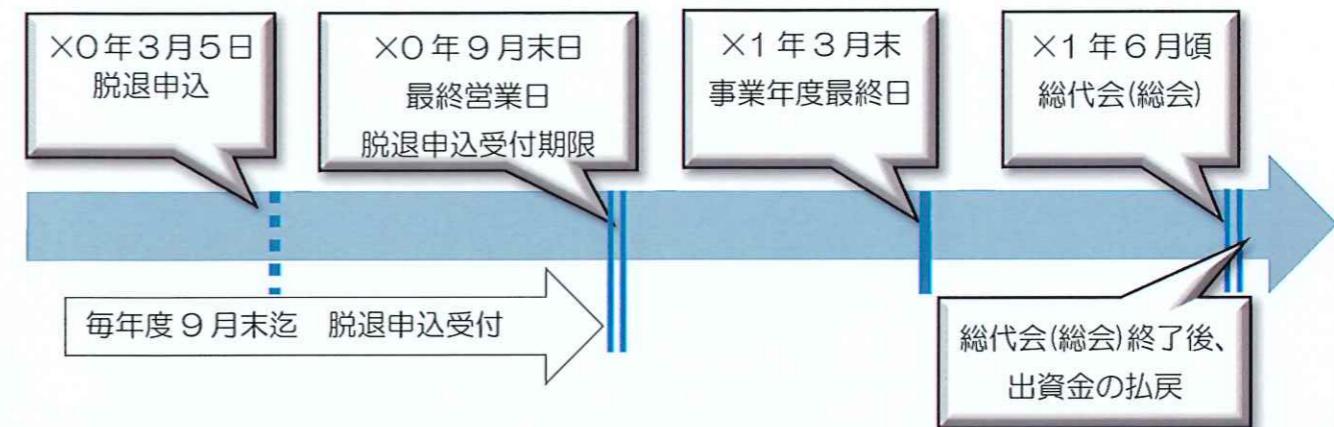
出資金の払戻は、以下により組合を脱退した場合に、翌年度の総代会(総会)の終了後に行われます。

①各年度、9月の最終営業日までに所定の申込手続きを行う。

②組合員資格の喪失、死亡又は解散、除名等

従って、出資払戻には、通常、おおよそ半年から1年の期間が必要となり、お申し入れ等の時期によっては、最大で20ヶ月を要する場合がありますのでご留意願います。

### (自由脱退の手続き経過例)



出資金は組合を脱退することにより払戻を行います。組合の脱退には、以下の2つの場合があります。

### 【自由脱退】

組合員の任意により自由に脱退することができます。

但し、その場合は、各年度の9月の最終営業日までに、脱退をお申出していくことにより翌年度に開催される総会(総代会)が終了した時点で脱退することとなり、脱退のお申出から実際に脱退となる日まで出資金の払戻を受けることはできません。

### 【一部脱退】

組合員の任意により出資金の一部を自由に脱退することができます。

但し、その場合は、各年度の12月の最終営業日までに、脱退をお申出していくことにより上記自由脱退と同様な出資金の払戻を受けることができます。

### 【法定脱退】

組合員の方の意思にかかわらず、組合員資格の喪失(営業地区外への引越し等)、死亡又は解散、除名等の場合、法令に基づく脱退となります。

## 4.出資の譲渡・譲受

出資金は、当組合の了承なく譲渡・譲受を行うことはできません。

また、出資金を担保とすることもできません。

出資金は、当組合が認める場合に限り、他人に譲渡することができます。譲渡・譲受の必要がある場合は、当組合所定の手続きにより行ってください。

## 5.その他の留意事項

●出資加入に際しては、当組合の承諾が必要なため払込日(申込日)と加入日が異なりますことをご了承願います。(中小企業等協同組合法 第15条)

●当組合への債務に対して出資金の相殺により対抗することはできません。

●令和2年8月3日より出資証券を不発行といたしましたので出資口数の確認に際しては「残高証明書(有料)」をご請求いただきますようお願いいたします。なお、お手元の出資証券は無効となりましたので、紛失された場合でも、お届出の必要はありません。

●加入に際して店舗外では受取書・PDA預かり証を必ず発行し、入金処理確認後受付書を交付いたします。

●加入に際して当組合が指定した先からの持分の譲受、脱退に際して当組合が指定した先への持分の譲渡を行なうことがあります。

\*出資金に関するお問い合わせ、苦情等につきましては、当組合各営業店窓口若しくは「総務部お客様相談室(Tel: 082-263-1133)」へお願いいたします。